

ささえあい生協 専務理事 武田貞彦

連合会ニュース 281 号の高見会長理事の報告は、私には分かりにくかったので、自分で、市町村における包括的な支援体制の整備を行う「**重層的支援体制整備事業**」について読んでみました。

※地域共生社会推進検討会の最終とりまとめ

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000213332_00020.html

高齢協連合会ニュース
【No. 282】

2020 年
9 月 8 日(火)

「重層的支援体制整備事業」という新しい事業は、この間、厚労省がすすめてきた「共生社会」実現に向けた具体策のさらなる一歩、という事業です。この中に出てくるのは、まさに私たちささえあい生協が中心的な事業として取り組み、ど真ん中で運営したり受託したりしているものです。(驚くほどに！)たとえば、以下のような事業です。

- 1、生活困窮者自立支援事業(蛸原理事が主任相談支援員として出向している新潟市パーソナル・サポート・センター)
- 2、就労準備支援事業(きまま舎、三条地域若者サポートステーション)
- 3、地域若者サポートステーション(三条市・長岡市・佐渡市・柏崎市)
- 4、生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター佐渡広場)
- 5、ひきこもり相談支援事業(新潟市ひきこもり相談支援センター、三条市青少年育成事業)
- 6、介護保険事業所(13 事業所)
- 7、障がい者支援事業所(きまま舎、新規グループホーム計画)
- 8、交流スペース(笑天街・鬼ヶ島・ささえあい農園など)
- 9、総合相談窓口「よろず相談」(本部・事業所)、生活支援「へるぷす」、など
- 10、にいがた協同ネット(労働者協同組合法に基づく起業相談・中間支援機関創設をめざす)

そのほか、医療法人社団ささえ愛よろずのケアタウン(医療介護連携事業)、社会福祉法人けやき福祉会(地域密着型特養+小規模多機能型居宅介護+子ども食堂ほか)、「NPO 法人フードバンクにいがた」や「法人後見事業」(一財ささえあいコープ新潟)などがあります。

厚労省の主眼は、これら事業を一体的に、連携をもって、自治体が責任をもって、地域ごとに、やってほしい！ 必要に応じて、それぞれの専門相談機関は、地域包括支援センターや直営等で総合コーディネート機関をつくる、そしてそれぞれの機関の統合や乗り入れを展望していく(予算を含め)、ということのようです。

そして、この方向を法律で確定したのが、今回の社会福祉法の改定＝「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」(2021 年4月施行)です。

この大きな制度転換を前に、「ささえあいの地域づくり」を掲げてきた私たちささえあい生協は何をなすべきなのか？ これから、ささえあい生協新潟で論議するつもりです。

そして、そのことは高齢協連合会として、また各会員として検討すべき重要事項だ、というのが高見会長理事の提起だと思います。

(※)

「最終とりまとめ」(前記)は少し読みにくいですが、まずはご一読を。事例を読むとイメージがわかると思います。